

少年審判規則の改正に関する要綱案

第1 書類の電子化に関する規定の整備

1 電磁的記録による決定書の作成等

(1) 決定書の作成等（第2条関係）

ア 裁判官が、決定書を電磁的記録をもって作成するときは、当該決定書には、当該決定書が決定をした裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該決定書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならないものとする。

イ 裁判長がアの措置をとることができないときは他の裁判官の一人が、他の裁判官が当該措置をとることができないときは裁判長が、決定書にその事由を記録しなければならないものとする。

ウ 裁判官は、決定書を書面をもって作成したときは当該決定書に記載した事項を、決定書を電磁的記録をもって作成したときは当該決定書をそれぞれファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該決定書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りではないものとする。

(2) 陳述録取調書等の作成（第12条関係）

ア 家庭裁判所は、少年、保護者又は参考人の陳述が事件の審判上必要であると認めるときは、裁判所書記官に命じて、これを調書（以下、イにおいて「陳述録取調書」という。）に記載させ、又は記録させるものとする。

イ 裁判所書記官は、陳述録取調書を電磁的記録をもって作成するときは、陳述者に陳述録取調書の内容が相違ないことを確認した旨を当該陳述録取調書上明らかにする措置をとらせなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所調査官は、少年、保護者又は参考人の陳述が事件の審判上必要であると認めるときは、当該陳述の要旨を記載し、又は、記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(3) 審判調書の作成等（第34条関係）

ア 裁判所書記官は、審判調書を電磁的記録をもって作成するときは、当該審判調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該

審判調書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならないものとする。

イ 裁判長は、アの審判調書の内容を確認したことを当該審判調書上明らかにする措置をとらなければならないものとする。

ウ 裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を当該審判調書に記録するとともに、当該審判調書の内容を確認したことを当該審判調書上明らかにする措置をとらなければならないものとする。

エ いずれの裁判官にも差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を当該審判調書に記録しなければならないものとする。

オ 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を当該審判調書に記録すれば足りるものとする。

カ 裁判所書記官は、審判調書を書面をもって作成したときは、当該審判調書に記載した事項を、審判調書を電磁的記録をもって作成したときは当該審判調書をそれぞれファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該審判調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。

2 電磁的記録による執行指揮（第4条関係）

(1) 第4条第1項の裁判官による決定と同行状の指揮は、少年の氏名及び年齢、決定の主文、告知の年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（以下「執行指揮書」という。）によりこれをし、執行指揮書に、次のア又はイに掲げるものを添えなければならないものとする。

ア 決定書が書面による場合若しくは決定を書面である調書に記載させた場合又は同行状が書面による場合 当該決定書若しくは当該調書の謄本若しくは抄本又は当該同行状

イ 決定書が電磁的記録による場合若しくは決定を電磁的記録である調書に記録させた場合又は同行状が電磁的記録による場合 当該決定書、当該調書若しくは当該同行状若しくはこれらを印刷した書面又は当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記載されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であって、その内容が当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記載されている事項と同一であることの証明がされたもの

(2) (1)のほか、（ア）決定書が書面による場合若しくは決定を書面である

調書に記載させた場合又は同行状が書面による場合にあっては、当該決定書の原本、(1)アの謄本若しくは抄本又は当該同行状に裁判官が押印して、（イ）決定書が電磁的記録による場合若しくは決定を電磁的記録である調書に記載させた場合又は同行状が電磁的記録による場合にあっては、当該決定書、当該調書若しくは当該同行状若しくはこれらを印刷した書面又は当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記載されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であって、その内容が当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記載されている事項と同一であることの証明がされたものに裁判官が押印し、又は執行を指揮する旨を明らかにする措置をとって、その指揮をすることができるものとする。

- (3) (1)の執行指揮書には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、第4条第1項の指揮をする裁判官が、当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。

ア 執行指揮書を書面をもって作成する場合 押印すること。

イ 執行指揮書を電磁的記録をもって作成する場合 執行指揮書が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該執行指揮書の改変を防止するために必要な措置をとること。

- (4) 急速を要するときは、(1)にかかわらず、執行指揮書に(1)ア又はイに掲げるものを添えることを要しないものとする。

3 電磁的方法による閲覧・謄写等

- (1) 電磁的方法による閲覧・謄写等（第7条関係）

ア 保護事件の記録又は証拠物を、第7条第1項の許可を受けて閲覧し、若しくは謄写する場合又は第7条第2項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

イ 電磁的記録の内容の表示又は再生は、次の（ア）又は（イ）に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする。

（ア） 電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と第7条第1項の許可を受けた者又は付添人の使用に係る電子計算機で

あって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該電磁的記録の内容を第7条第1項の許可を受けた者又は付添人の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、又は再生する方法

- (イ) 当該電磁的記録の内容を裁判所設置端末(電磁的記録の閲覧及び謄写の用に供する目的で裁判所の構内に設置された電子計算機をいう。以下同じ。)の映像面に表示し、又は再生する方法

ウ 電磁的記録の複写は、次の(ア)又は(イ)に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする。

- (ア) 電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と第7条第1項の許可を受けた者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該電磁的記録に記録されている事項を第7条第1項の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法
- (イ) 裁判所設置端末に記録媒体を接続させ、当該裁判所設置端末を用いて当該電磁的記録に記録されている事項を当該記録媒体に記録させる方法

(2) 被害者等による電磁的方法による閲覧・謄写等(第7条の3関係)

法第5条の2第1項に規定する電磁的記録の内容の表示又は再生の方法及び電磁的記録の複写の方法は、それぞれ次のア又はイに掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする。

ア 電磁的記録の内容の表示又は再生は、(ア)又は(イ)に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする。

- (ア) 電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と法第5条の2第1項に規定する被害者等又はその委託を受けた弁護士の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該電磁的記録の内容を法第5条の2第1項に規定する被害者等又はその委託を受けた弁護士の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、又は再生する方法

- (イ) (1)イ(イ)と同じ

イ 電磁的記録の複写は、(ア)又は(イ)に掲げる方法のうち、裁判

所が定めるものとする。

(ア) ア(ア)の電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録に記録されている事項を法第5条の2第1項に規定する被害者等又はその委託を受けた弁護士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法

(イ) (1)ウ(イ)と同じ

(3) 検察官による電磁的方法による閲覧(第30条の5、第42条の3関係)

ア 保護事件の記録又は証拠物を、第30条の5第1項の規定又は第42条の3第1項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

イ 電磁的記録の内容を表示し、又はその内容を再生する方法は、次の(ア)又は(イ)に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする。

(ア) 電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該電磁的記録の内容を検察官の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、又は再生する方法

(イ) (1)イ(イ)と同じ

4 電子情報処理組織による申立て等

(1) 法第5条の4第1項に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とするものとする。

(2) 申立て等(法第5条の4第1項に規定する申立て等をいう。以下同じ。)であって、規則の規定により書面をもってするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、(1)の電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができるものとする。

(3) 法第5条の4第1項又は(2)の電子情報処理組織を使用してファイルに

記録する方法により行う申立て等は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申立て等に係る書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、当該申立て等をする者の使用に係る電子計算機から当該電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

- (4) (3)の申立て等（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者による申立て等を除く。）をする者は、あらかじめ、当該者に係る識別符号及び暗証符号を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならないものとする。
- (5) 数人が共同して(3)の申立て等（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者による申立て等を除く。）をする場合においては、当該申立て等をする者のうち一部の者（以下「入力者」という。）が、当該入力者に係る識別符号及び暗証符号を当該入力者の電子計算機から入力し、入力者以外の者が、当該者が入力者と共同して申立て等を行う旨を記載した書面の画像情報及び当該入力者以外の者に係る識別符号を当該電子計算機から入力することにより行うものとする。
- (6) 法第5条の4第1項又は(2)の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により申立て等をする場合において、当該申立て等に関する規則の規定により署名押印又は記名押印をすることとされているものについては、当該申立て等をする者（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者を除く。）は、当該規定にかかわらず、当該署名押印又は記名押印に代えて、氏名又は名称を明らかにする措置をとらなければならないものとする。
- (7) (6)の氏名又は名称を明らかにする措置は、(1)の電子情報処理組織を使用して、申立て等をする者の使用に係る電子計算機から識別符号及び暗証符号を入力するものとする。
- (8) 検察官及び弁護士である付添人が書面により申立て等をするときは、当該書面に、法第5条の4第3項に規定する事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならないものとする。

5 裁判所書記官等によるファイルへの記録等

- (1) 裁判所書記官は、法第5条の5に規定する申立て等に係る書面又は記録媒体のほか、少年審判に関する手続において法又は規則の規定に基づき裁判所に提出された書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項（(2)により家庭裁判所調査官がファイルに記録した事項を除く。）

をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りではないものとする。

- (2) 家庭裁判所調査官は、保護事件の記録（家庭裁判所が専ら少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものに限る。）になるべき書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録することができるものとする。
- (3) 裁判所書記官又は家庭裁判所調査官は、(1)又は(2)により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録するときは、当該書面又は当該記録媒体の提出後、速やかにこれを行うものとする。
- (4) 裁判所は、(3)により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録されたときは、当該書面又は当該記録媒体を裁判所に提出した者に対して返還することができるものとする。

6 家庭裁判所への送致の方式等

(1) 家庭裁判所への送致の方式（第8条関係）

ア 家庭裁判所への事件の送致については、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と送致をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して送致書に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりすることができるものとする。

イ 電子情報処理組織を使用して送致書に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行う家庭裁判所への事件の送致は、送致書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、当該送致をする者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

ウ イの送致（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者による送致を除く。）をする者は、あらかじめ、当該者に係る識別符号及び暗証符号を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならないものとする。

エ イの送致をする場合において、規則の規定により署名押印又は記名押印をすることとされているものについては、送致をする者（検察官、

司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者を除く。)は、当該規定にかかわらず、当該署名押印又は記名押印に代えて、氏名又は名称を明らかにする措置をとらなければならないものとする。

オ エの氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して、送致をする者の使用に係る電子計算機から識別符号及び暗証符号を入力することとするものとする。

(2) 報告の方式（第9条の3関係）

家庭裁判所調査官は、法第7条第1項の規定による報告を電磁的記録をもって作成する報告書によることができるものとする。

7 付添人の選任等（第14条関係）

(1) 4(2)の方法により付添人の選任をするときは、付添人と連署した書面の画像情報若しくは付添人との連署に代わる措置をとった電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を家庭裁判所に提出する方法によるものとする。

(2) 家庭裁判所は、(1)により付添人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができるものとする。

(3) (1)の連署に代わる措置は、当該電磁的記録が少年又はその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹及び付添人の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置とすること。

(4) 法第10条第1項本文又は第2項の許可を求めるには、その旨及び少年と付添人との関係を記載した書面を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。

8 呼出状等にとるべき措置等

(1) 調査又は審判のための呼出状、調査又は審判のための同行状、同行状に代わるもの、執行のための呼出状、執行のための同行状にとるべき措置（第15条、第17条、第41条、第42条関係）

調査又は審判のための呼出状、調査又は審判のための同行状、同行状に代わるもの、執行のための呼出状、執行のための同行状（以下「呼出状等」という。）には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は裁判官が当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。

ア 呼出状等が書面による場合 記名押印すること。

イ 呼出状等が電磁的記録による場合 呼出状等が裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該呼出状等の改変を防止するために必要な措置（呼出状等に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

(2) 調査又は審判のための同行状、同行状に代わるものの記載要件等（第 17 条関係）

調査又は審判のための同行状又は同行状に代わるものには、本人の氏名、年齢及び住居、審判に付すべき事由、同行すべき場所、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ当該ア又はイに定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 同行状又は同行状に代わるものが書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず警察官又は保護観察官は同行状又は同行状に代わるものを返還しなければならない旨（同行状に代わるものについては、(1)の措置をとった裁判長又は裁判官の氏名も含む。）

イ 同行状又は同行状に代わるものが電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず警察官又は保護観察官の使用に係る電子計算機及び記録媒体から同行状又は同行状に代わるものを消去する措置及び同行状又は同行状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長又は裁判官に提出しなければならない旨（同行状に代わるものについては、(1)の措置をとった裁判長又は裁判官の氏名も含む。）

9 電子情報処理組織による呼出状の送達等

(1) 呼出状の送達（第 16 条関係）

ア 電磁的記録による呼出状の送達については、民事訴訟法の電磁的記録の送達に関する規定（民事訴訟法第一編第五章第四節第三款。ただし、民事訴訟法第 109 条の 2 第 2 項後段及び第 109 条の 4 を除く。）を準用するものとする。

イ 刑事施設の長に対してする電磁的記録である呼出状の送達は、電磁的記録による呼出状を記録した記録媒体若しくは当該呼出状に記録さ

れている事項を印刷した書面を刑事施設の長に送付し、又は当該呼出状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて刑事施設の長の使用に係る電子計算機に送信する方法によってもすることができるものとする。

(2) 電子情報処理組織による呼出状の送達等

ア (1)アにおいて準用する民事訴訟法第109条の2第1項ただし書の届出をする場合には、同条第2項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならないものとする。

イ (1)アにおいて準用する民事訴訟法第109条の2第1項本文の通知は、(2)アにより届け出られた電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法によってもするものとする。

10 同行状の執行と執行後の処置（第18条関係）

(1) 同行状を執行するには、本人に対し、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとった上、できる限り速やかに指定された場所に同行しなければならないものとする。

ア 同行状が書面である場合 同行状を示すこと。

イ 同行状が電磁的記録である場合 同行状に記録された事項及び8(1)イの措置に係る裁判長又は裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

(2) (1)の措置をとることができない場合においても、急速を要するときは、(1)にかかわらず、少年に対し、審判に付すべき事由及び同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができるものとし、この場合においては、できる限り速やかに、(1)の措置をとらなければならないものとする。

(3) 同行状を執行したときは、執行した者の氏名、執行の場所及び年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、これを執行することができなかったときは、その事由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(4) 同行状の執行に関する書類及び電磁的記録は、執行したとき、又は執行することができなかったときは、執行を指揮した裁判官にこれを提出しなければならないものとする。

(5) 裁判官は、同行状の執行に関する書類及び電磁的記録を受け取ったときは、執行することができなかった場合を除いて、裁判所書記官をして、

同行された年月日を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならないものとする。

1 1 参考記録等の送付等（第 3 7 条の 2 関係）

- (1) 保護処分決定をした家庭裁判所は、保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設、少年院その他の関係機関の長に対し、少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類又は電磁的記録（以下「参考記録等」という。）を送付することができるものとする。
- (2) 関係機関は、保護処分が終了し又は取り消されたときは、速やかに次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。
 - ア 参考記録等が書面である場合 当該参考記録等を家庭裁判所に返還すること。
 - イ 参考記録等が電磁的記録である場合 当該参考記録等を関係機関の使用に係る電子計算機及び記録媒体から消去する措置並びに当該参考記録等に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとった旨を記録した電磁的記録を家庭裁判所に提出すること。

1 2 連戻状の記載要件等（第 5 7 条、第 5 8 条関係）

- (1) 連戻状の返還に関する記載要件

連戻状には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ当該ア又はイに定める事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

 - ア 連戻状が書面による場合 有効期間経過後は連戻しに着手することができず少年院若しくは少年鑑別所の職員又は警察官は連戻状を返還しなければならない旨
 - イ 連戻状が電磁的記録による場合 有効期間経過後は連戻しに着手することができず少年院若しくは少年鑑別所の職員又は警察官の使用に係る電子計算機及び記録媒体から連戻状を消去する措置並びに連戻状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨
- (2) 数通発した連戻状の返還に関する記載要件

請求により数通を発した連戻状（書面である場合に限る。）には、連戻状により連戻しをした場合には、遅滞なく当該連戻状以外の連戻状を返還しなければならない旨をも記載しなければならないものとする。

(3) 連戻状の作成方法

連戻状には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。

ア 連戻状が書面による場合 記名押印すること。

イ 連戻状が電磁的記録による場合 連戻状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該連戻状の改変を防止するために必要な措置（連戻状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

(4) 連戻状を複写したものの消去等

少年院若しくは少年鑑別所の職員又は警察官は、電磁的記録である連戻状により連戻しをした場合において、他に連戻状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録があるときは、遅滞なく、これらを廃棄し、又は消去しなければならないものとする。

第2 映像と音声の送受信による通話の方法による手続に関する規定の整備

1 映像と音声の送受信による通話の方法による手続における少年への告知等

(1) 少年鑑別所に送致する観護措置決定手続における少年への告知等（第19条の3関係）

法第17条第1項第2号の措置をとるに際して、裁判長又は裁判官が、少年鑑別所、少年院又は刑事施設にいる少年に対し供述を強いられることはないこと及び付添人を選任することができることを分かりやすく説明した上審判に付すべき事由の要旨を告げこれについて陳述する機会を与える場合において、家庭裁判所に少年を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、少年鑑別所、少年院又は刑事施設に少年を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該手続をすることができるものとし、この場合においては、少年に対し、あらかじめ、裁判長又は裁判官が当該手続をする旨を告げなければならないものとする。

(2) 観護の措置が勾留とみなされる場合の少年等への告知等（第24条の

2 関係)

法第 17 条第 1 項第 2 号の措置により少年鑑別所に收容されている本人に対し第 24 条の 2 第 1 項本文の規定により罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第 60 条第 1 項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げる場合において、家庭裁判所に本人を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、少年鑑別所に本人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、当該手続をすることができるものとし、この場合においては、本人に対し、あらかじめ、裁判長が当該手続をする旨を告げなければならないものとする。

(3) 第一回の審判期日における少年への告知等（第 29 条の 2 関係）

第 29 条の 2 第 1 項の規定による審判に付すべき事由の告知を 2(2)の方法により行う場合においては、少年に対し、あらかじめ、裁判長が当該手続をする旨を告げなければならないものとする。

(4) 少年への決定の告知（第 3 条関係）

少年の面前で行うべき決定の告知について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によることもできるものとする。

2 映像と音声の送受信による通話の方法による審判期日への出頭等

(1) 家庭裁判所調査官の出席（第 28 条関係）

家庭裁判所は、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が審判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下 2 において同じ。）以外にある場所に家庭裁判所調査官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、審判期日における手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した家庭裁判所調査官は、その審判の席に出席したものとみなすものとする。

(2) 少年の出頭及び付添人の出席

ア 家庭裁判所は、審判期日における手続を行う場合において、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる場合であって、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況、付添人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、少年の健全な育成を妨げるおそれその他審判の適切な運営を妨げるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官（検察官関与決定をした事件に限る。）及び付添人の意見を聴き、

他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、適当と認めるものに少年を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した少年は、その審判期日に出頭したものとみなすものとする

- (ア) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、少年の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている少年を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。
- (イ) 少年がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。
- (ウ) 法第十七条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容されている少年が天災その他の事由により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

イ 付添人は、家庭裁判所がアの規定により審判期日における手続を行うときは、少年が在席する場所に在席することができるものとし、この場合において、その場所に在席した付添人は、その審判の席に出席したものとみなすものとする

ウ 家庭裁判所は、アの方法によつて審判期日における手続を行う場合（少年が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、少年に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他少年の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならないものとする

(3) 保護者の出席

ア 家庭裁判所は、審判期日における手続を行う場合において、やむを得ない事由があり、かつ、相当と認めるときは、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、適当と認めるものに保護者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した保護者は、その審判の席に出席したものとみなすものとする

イ 家庭裁判所は、アに規定する方法によつて審判期日における手続を行う場合（保護者が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該保護者に不当な影響を与えるおそれが

あると認める者の在席する場所でないことその他当該保護者の在席する場所が当該方法によって手続を行うために適当であることを確認しなければならないものとする。

(4) 少年の親族、教員その他相当と認める者の出席（第29条関係）

ア 家庭裁判所は、審判期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、適当と認めるものに少年の親族、教員その他相当と認める者（以下「少年の親族等」という。）を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した者は、その審判の席に出席したものみなすものとする。

イ 家庭裁判所は、アに規定する方法によって審判期日における手続を行う場合（少年の親族等が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該少年の親族等に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他当該少年の親族等の在席する場所が当該方法によって手続を行うために適当であることを確認しなければならないものとする。

3 映像又は音声の送受信による通話の方法による審判の準備（第30条の4関係）

(1) 検察官及び弁護士である付添人の出頭

家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、適当と認めるときは、検察官及び弁護士である付添人を出頭させて、又は他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が打合せを行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下、(2)において同じ。）以外にある場所であって、適当と認めるものに検察官若しくは弁護士である付添人を在席させ、映像又は音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、当該決定をした事件の非行事実を認定するための審判の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができるものとする。

(2) 合議体の構成員の在席場所

家庭裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像又は音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、(1)の打合せを行うことができる。

4 写真撮影等の制限

審判の手續における写真の撮影、録音、録画又は放送は、裁判長又は裁判官の許可を得なければ、これを行うことができないものとし、ただし、特別の定めのある場合は、この限りでないものとする。

第3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。